

○ 通商産業省告示 第五百七十八号

改正 平成十九年六月十三日経済産業省告示第百六十二号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の五第七号及び第八号の規定に基づき、模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を次のとおり定めたので、告示する。

平成七年十月六日

通商産業大臣 橋本龍太郎

（模型ロケットの基準）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「規則」という。）第一条の五第七号の経済産業大臣が告示で定める模型ロケットは、次の各号の要件を満たすものとする。

一 模型ロケットは、模型ロケット本体と噴射推進器で構成されており、打ち上げの際に組み立て、発射台に備え付け、点火具により点火する構造のものであること。

二 模型ロケット本体に模型ロケットの落下速度を低下させるための帯状の抵抗体（以下「ストリーマー」という。）又はパラシュートが内蔵されており、飛しょう後当該ストリーマー又はパラシュートを開いた状態で落下するものであること。

三 模型ロケットの本体の材質は、バルサ、紙又はプラスチックであること。

四 模型ロケットに装てんできる火薬の総量は、二十グラムを超えないこと。

五 模型ロケットは、次条に定める噴射推進器及び第三条に定める点火具を用いるものであること。

（模型ロケットに用いられる噴射推進器の基準）

第二条 模型ロケットに用いられる噴射推進器のうち、規則第一条の五第七号の経済産業大臣が告示で定めるものは、次の各号の要件を満たすものとする。

一 噴射推進器の推進薬として用いられる火薬は、黒色火薬であること。

二 噴射推進器は、紙製の推進薬筒であること。

（模型ロケットに用いられる点火具の基準）

第三条 模型ロケットに用いられる点火具のうち、規則第一条の五第八号の経済産業大臣が告示で定めるものは、次の各号の要件を満たすものとする。

一 点火具に用いられる火薬は、黒色火薬その他の硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬であること。

二 点火具は、電気により点火する構造のものであること。